



JASDAQ

平成 24 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西岡 孝
(J A S D A Q ・ コード1400)
問合せ先 取締役管理部門管掌兼管理本部長兼
経営企画室長 佐々木 悟
電 話 03-5332-5374

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 10 日開催の取締役会において、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役に対し、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社 取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 24 年 3 月 16 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 下記の条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 8, 0 0 0 株を上限とする。

(2) 新株予約権の数

8, 0 0 0 個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日に属する月の1か月、3か月前の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「交付株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から4年を経過した日より7年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、平成24年3月16日開催予定の当社第12回定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上